

東日本大震災により岩手県内で被災された方々の盛岡市内での「持ち家」による住宅再建を支援します

被災者住宅再建事業

この事業は、平成 23 年の東日本大震災及び津波により、岩手県内でその居住する自宅が全壊し、または、やむを得ず解体されたことによって自宅を失われた方々が、盛岡市内で「持ち家」により住宅を再建し、一日も早く生活を再建できるよう、盛岡市と岩手県が協力して補助金を支給する事業です。

1 この支援事業による補助の対象となる方（世帯）

以下の要件を全て満たす被災された世帯の世帯主

- ① 平成 23 年の東日本大震災及び津波により、岩手県内でその居住する住宅が全壊し、又は解体されたことにより、被災者生活再建支援金の基礎支援金（複数世帯 100 万円、単数世帯 75 万円）を受給していること。
- ② 盛岡市内に自宅を建設又は購入することとして、被災者生活再建支援金の加算支援金（建設・購入 複数世帯 200 万円、単数世帯 150 万円）を受給していること。
- ③ 現に対象の住宅を所有し、居住していること。

※ 本事業は、令和 3 年度まで実施されます。

※ 岩手県以外で居住する住宅が全壊又は解体し、被災者生活再建支援金（基礎・加算支援金）を受給した世帯は、補助の対象になりません。また、自己の居住に供しない目的（店舗使用、売却、賃貸、譲渡など）での申請は、受け付けできません。

※ 上記の要件を満たしても、建設・購入される建物の種類やかかった費用、契約した形態等により、補助を受けられない場合があります。

※被災者生活再建支援金（基礎・加算支援金）の問合せ窓口は、被災元の自治体となります。

2 補助限度額

世帯区分	複数世帯	単数世帯
補助額	100万円	75万円

※ 世帯区分は、既を受給されている基礎支援金の区分に基づきます。

3 申請から支給まで必要となる書類

盛岡市役所本庁舎別館8階 建築住宅課に下記の書類を提出してください。

下記以外にも必要に応じて、追加書類を提出いただく場合がございます。

<申請のとき>

- 申請書
- 被災者生活再建支援金の加算支援金（建設・購入）の申請書に添付したものと
同じ契約書（建設請負契約書・不動産売買契約書）の写し

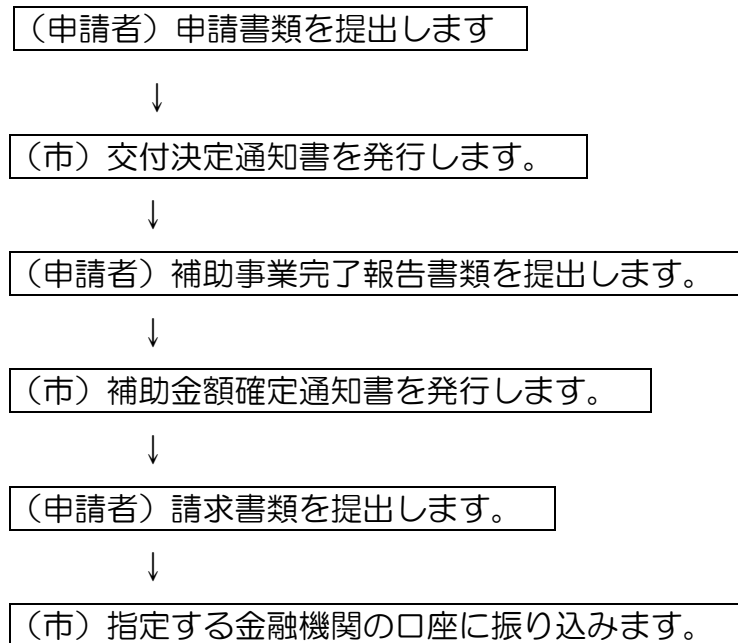
<補助事業完了報告のとき>

- 補助事業完了報告書
- 建物の登記書類の写し

<請求のとき>

- 請求書

4 補助金の申請から支給までの流れ



となります。提出書類に不備などが無い場合、申請から1か月程度で補助金が支給される見込みとなっております。

問合せ窓口 盛岡市建築住宅課 019-626-7533(直通)